

令和6年度第1回市川三郷町地域公共交通会議 次第

と き：令和6年4月25日（木）午後2：00

ところ：市川三郷町役場 1階大会議室

- 1 はじめのことば
- 2 委嘱状交付
- 3 町長あいさつ
- 4 地域公共交通会議および法定協議会について
- 5 市川三郷町地域公共交通会議設置規約（案）等について
- 6 役員選出
会 長：
副会長：
監 事：
- 7 議事
 - (1) 令和6年度予算書（案）について
 - (2) 「市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務」について
 - (3) 外出支援サービス（福祉有償運送）事業について
- 8 その他
- 9 おわりのことば

市川三郷町地域公共交通会議 資料

令和6年4月25日（木）

市川三郷町

令和6・7年度 市川三郷町地域公共交通会議 委員名簿(案)

(順不同・敬称略)

区分	団体名	役職	氏名
法第6条第2項第1号 (地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体)	市川三郷町役場	統括	一瀬 浩
	市川三郷町役場防災課	課長	丹沢 真樹
法第6条第2項第2号 (関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)	一般社団法人山梨県バス協会	専務理事	篠原 勇
	一般社団法人山梨県タクシー協会	常務理事	菊島 貴
	山梨交通株式会社	代表取締役	雨宮 正英
	山梨交通株式会社殿沢営業所	運転士	望月 一朗
	株式会社三交	代表	小沢 一也
	有限会社殿沢タクシー	代表	杉山 昌也
	有限会社豊栄タクシー	代表取締役	五味 健
	山梨県峡南建設事務所	所長	内藤 浩史
	市川三郷町役場建設課	課長	立川 潔
法第6条第2項第3号 (関係する公安委員会)	山梨県警 殿沢警察署	署長	渡邊 孝
法第6条第2項第4号 (地域公共交通の利用者、学識経験者、その他当該地方公共団体が必要と認められる者)	関東運輸局山梨運輸支局	首席運輸企画専門官	服部 陽介
	山梨県知事政策局 リニア・次世代交通グループ	リニア次世代交通・推進監	矢野 久
	山梨大学大学院	教授	武藤 慎一
	市川三郷町社会福祉協議会	会長	塩島 明美
	市川三郷町シニアクラブ連合会	会長	青沼 隆三
	市川三郷町民生委員 児童委員協議会	会長	有泉 みさを
	市川三郷町商工会	会長	青沼 博
	市川三郷町女性団体連絡協議会	会長	青柳 みゆき
	市川三郷町役場教育総務課	課長	櫻井 茂
	利用者・住民代表		小林 崇
	利用者・住民代表		有泉 志づ子
	利用者・住民代表		鈴木 晴久
	利用者・住民代表		笠井 鈴治
	利用者・住民代表		長濱 哲人

※法: 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

市川三郷町 地域公共交通会議 事務局	政策推進課	課長	渡辺 潤
	政策推進課政策推進係	係長	渡辺 元樹
	政策推進課政策推進係	主査	仲亀 裕紀

地域公共交通会議および法定協議会について

○地域公共交通会議について

地域公共交通会議は地域の生活交通の維持確保のため、地域住民、利用者、地方公共団体、交通事業者などの地域の関係者により構成されています。

「道路運送法施行規則第4条の2」に基づき、コミュニティバスや乗合タクシーを運行する際、許認可に必要な協議等を行います。

市川三郷町では現在、コミュニティバス三珠線、山保線、六郷線、六郷循環線の4路線を運行しています。道路運送法に基づきコミュニティバスの運行ルート、運行日、ダイヤ設定、料金設定などを地域公共交通会議で協議を行い、協議が整ったのち、運輸局へ申請等を行います。

表1 <地域公共交通会議の構成員>

道路運送法施行規則 第4条の2	会議の構成員
第1項第1号	会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他地方公共団体の長
〃 第2号	一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
〃 第3号	住民又は旅客
〃 第4号	地方運輸局長
〃 第5号	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
〃 第6号	自家用有償旅客運送を行っている第49条に規定する特定非営利活動法人等
第2項第1号イ	道路管理者
〃 ロ	都道府県警察
第2項第2号	学識経験者、その他会議運営上必要と認められる者

○法定協議会について

市川三郷町では令和6年度から令和7年度にかけて、地域公共交通計画の策定を行います。地域公共交通計画の策定および計画に基づく事業の実施については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設置し、計画策定に関する協議を行う必要があります。

表2《法定協議会の構成員》

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	協議会の構成員
第6条第2項第1号	地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体
〃 第2号	関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
〃 第3号	関係する公安委員会
〃 第4号	地域公共交通の利用者、学識経験者、その他の当該地方公共団体が必要と認める者

以上の地域公共交通会議と法定協議会については、根拠となる法律は異なるものの、参加する関係者がほとんど同じであることや、交通計画の事業を実施するために道路運送法上の手続き等が必要になるため、一つの協議組織に両方の機能を併せ持つ二法協議会として設置することが可能です。

令和6年度より市川三郷町地域公共交通会議は二法協議会として設置し、交通会議と法定協議会のそれぞれの協議を実施していきます。

コミュニティバスの考え方

(1) コミュニティバス運行の基本方針

- ① 市川三郷町の第2次総合計画を加味した上で、利用状況と住民ニーズの把握に努め、公平性を保ち実施するものとする。
- ② 効率性、利用者数の状況を踏まえた再編を実施するものとする。

(2) 運行内容に関する方針

① 運行主体

コミュニティバスについては、市川三郷町による運行とする。

なお、町は現行の法令基準に従って、安全な運行管理、整備管理、事故時の連絡、苦情処理などの体制を整えることとする。

各路線の運行業務(4条路線)及び運転業務(78条路線)に関しては、すべて事業者へ委託するものとする。

② 運行形態

道路運送法第4条及び第78条に基づく運行路線とする。

- ・ 道路運送法第4条路線:事業者が運行を行う一般乗合バス形式(民間のバス事業者が自らの事業として運行するもののほか、自治体等からの委託による事業も含まれる。)【車両は緑ナンバー＝事業用】

⇒「六郷線・六郷循環線」が該当

- ・ 道路運送法第78条路線:自治体が地域住民の交通の確保のために自家用バスを用いて行う有償運送の形式【車両は白ナンバー＝自家用】

⇒「三珠線・山保線」が該当

③ 運行日

原則として、平日運行とし、路線毎実情に合わせ運行日を設定する。

④ 運行時間帯

利用者のニーズを把握し、交通弱者、通勤、通学のサポート及び高齢者等の外出サポートの柔軟な対応を図る。

⑤ 運行本数

運行本数については、乗降調査により本数を調整する。

1路線1台ずつのバス車両を配置し、当該車両での往復運行を基本とする。

⑥ ダイヤ設定

利用者のニーズに応じたダイヤ設定とする。

公共交通であるJRとの接続などの利便性を図る。

⑦ 料金設定

コミュニティバスについては、全路線統一した料金体系を定める。

利用者の負担軽減に努め、徴収の利便性も図りながら対応する。

市川三郷町バス事業運行概要表

NO	路線名	運行概要	本運行開始	運行日	料金	備考
①	三珠線	ルートは下九一色地区下芦川を起点とし上野、大塚地区を経由し市川三郷病院を終点とする。 もともとは合併前の下九一色地区を運行していた山梨交通バスが廃止になったことによる代替バスとして町営にて運行開始。市町村合併後、別路線として上野・大塚地区を経由し市川三郷病院へと循環するバスを運行。利用状況などを勘案し平成22年8月1日より2路線を統合。コミュニティバス三珠線として運行開始。	H22.8.1	月～金曜日 5日/週	片道100円 ただし75歳以上、高校生以下無料	【月・水・金】 下芦川農協跡地⇄芦川駅 【火・木】 下芦川農協跡地⇄市川三郷病院
②	山保線	ルートは山保地区四尾連公民館前を起点とし各集落を経由し、市川三郷病院を終点とする。 町村合併以前より地域から強い要望があり、市町村合併を契機に導入を検討、平成18年8月1日より試験的に運行開始、利用状況などを勘案しH20.8.1に本運行を開始。	H20.8.1	月・水・金 3日/週	片道100円 ただし75歳以上、高校生以下無料	四尾連公民館前⇄市川三郷病院
③	六郷線	ルートは鵜沢口駅を起点とし甲斐岩間駅前などを經由、つむぎの湯を終点とする。 市町村合併を契機に鵜沢口駅から南地域住民の交通確保を検討。主な運行目的は始発、終点便があるJR鵜沢口駅の電車への接続とする。平成19年4月1日より試験的に運行を開始、利用状況を勘案しH20.4.1に本運行を開始。バスの時刻表はJR身延線のダイヤ改正にあわせ改正している。	H20.4.1	月～金曜日 5日/週	片道100円 ただし75歳以上、高校生以下無料	つむぎの湯 ⇄鵜沢口駅
④	六郷循環線	ルートは旧六郷町内の各集落を循環する。 旧六郷町時に平成12年より福祉バスとして運行開始。効率のよい運行とするため利用状況を勘案しダイヤ改正など行う。平成20年10月より料金改正を行い運行。	H12.4	月・火・木・金 4日/週	片道100円 ただし75歳以上、高校生以下無料	六郷支所やつむぎの湯で乗車券を購入するチケット制

三珠線

【運行日】月～金曜日（曜日より運行が変わります）
 【料 金】100 円（高校生以下及び 75 歳以上は無料）

発	着	行先	着	発
7:58	11:58	市川三郷病院	7:57	10:57
8:00	12:00	生涯学習センター	8:00	11:00
8:05	12:05	富士見公民館前	8:05	11:05
8:08	12:08	役場本庁舎	8:08	11:08
10	10	中央商店街駐車場	10	10
15	15	甲斐上野駅	15	15
16	16	道林集会所	16	16
19	19	大塚小学校	19	19
23	23	三珠支所	23	23
8:25	12:25	芦川駅入口	8:25	12:25
12	12	川浦地蔵	12	12
14	14	樋田	14	14
18	18	畑熊入口	18	18
22	22	中山	22	22
23	23	埜	23	23
25	25	下九一色局	25	25
29	29	古宿	29	29
44	44	三帳	44	44
45	45	向島入口	45	45
48	48		48	48
12:49	18:34	下芦川農協跡地	12:49	18:34

月・水・金曜日
 火・木曜日
 土・日・祭日

山保線

【運行日】月・水・金曜日
 【料 金】100 円（高校生以下及び 75 歳以上は無料）

発	着	行先	着	発
11:43	16:39	市川三郷病院 生涯学習センター	11:43	16:39
45	41	生涯学習センター 市川三郷病院	45	41
11:49	16:45	役場本庁舎	11:49	16:45
50	46	中央商店街駐車場	50	46
54	50	市川本町駅	54	50
12:04	17:00	帯那公民館前	12:04	17:00
08	04	芦久保公民館前	08	04
12	08	清水公民館入口	12	08
16	12	近萩詰所前	16	12
26	22	堀切公民館前	26	22
36	32	藤田詰所前	36	32
12:39	17:35	四尾連公民館前	12:39	17:35
-	-	四尾連湖	-	-

六郷循環線

※乗車の際は、手を挙げて合図して下さい

発	着	行先	着	発
9:00	12:00	岩下公民館	9:00	12:00
10	55	網倉公民館	10	55
20	51	落居駅	20	51
24	45	六郷支所	24	45
28	40	甲斐岩間駅	28	40
35	30	つむぎの湯	35	30
42	20	楠瀬沖村三叉路	42	20
46	10	甲斐岩間駅	46	10
52	06	宮原スポーツ広場	52	06
56	04	甲斐岩間駅	56	04
10:00	11:00	つむぎの湯	10:00	11:00

（運行日）月・火・木・金曜日
 （料 金）100 円（利用券が必要）
 ※乗車には事前に利用券を購入して下さい。
 ※六郷支所、つむぎの湯で乗入できます。
 ※高校生以下及び 75 歳以上は無料



時刻表

富士川町コミュニティバス

【運行日】月～金曜日
 【料 金】200 円（小学生以下半額）

発	着	行先	着	発
8:10	13:20	役場本庁舎	8:10	13:20
13	23	市川大門駅	13	23
15	25	下大鳥居	15	25
19	29	甲西道路入口	19	29
20	30	青柳二丁目	20	30
21	31	町民図書館	21	31
22	32	富士川町役場前	22	32
23	33	増穂小学校前	23	33
24	34	最勝寺	24	34
25	35	増穂商業高校	25	35
27	37	青柳五丁目	27	37
29	39	富士川病院	29	39
32	42	鵜沢小・中学校入口	32	42
33	43	鵜沢営業所	33	43
35	45	駅前通り二丁目	35	45
37	47	駅前通り一丁目	37	47
8:38	13:48	鵜沢口駅	8:38	13:48

六郷線

【運行日】月～金曜日
 【料 金】100 円（高校生以下及び 75 歳以上は無料）

発	着	行先	着	発
9:10	11:00	鵜沢口駅	9:10	11:00
18	08	ニードスポーツセンター	18	08
19	09	落居駅入口	19	09
23	13	甲斐岩間駅	23	13
9:27	11:17	つむぎの湯	9:27	11:17



[R5.4.1]

市川三郷町地域公共交通会議設置規約（案）

（目的）

第1条 市川三郷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

（事務所）

第2条 交通会議の事務所は、山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1790番地3、市川三郷町役場内に置く。

（所掌事務）

第3条 交通会議の所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 交通計画の達成状況の評価に関すること。
- (5) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関すること。ただし運賃・料金に関する事項は道路運送法第9条第4項に基づき「運賃協議部会」にて別途協議を行う。
- (6) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の目的を達成するために必要なこと。

（交通会議の組織）

第4条 交通会議の構成員は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 交通会議に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、役職により委員となった者の任期は、その職にある期間とする。

2 欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 交通会議に会長及び副会長をおく。

2 会長は見識を有する者をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(監事及び監査)

第7条 監事は、委員の中から会長が指名する。

2 監事は、交通会議の会計監査を行う。

3 監事は、会計監査の結果を交通会議の会議において報告をしなければならない。

(会議の運営等)

第8条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

4 会議の決議の方法は、出席した委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。また、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面による決議)

第9条 交通会議は次のいずれかに該当するときは、書面による決議を行うことができる。

(1) 会議において事前に委員からの書面による議決の了承を受けているとき。

(2) 緊急の議決を要し、かつ、会議の招集又は成立が困難なとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか会長が軽微な事案と認めるとき。

2 書面による議決は、委員の過半数からの書面による回答をもって成立するものとする。

3 書面による決議は、前項の規定による書面により回答した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、書面による議決を行った場合は、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第11条 交通会議は、会議に提案する事項について、協議又は調整するため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第12条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて交通会議に部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が定める。

(事務局)

第13条 交通会議の事務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第14条 交通会議の運営に関する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第15条 交通会議の予算編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第16条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散した日をもって打ち切り、会長であったものが決算を行う。

(地域公共交通に係る相談又は通報窓口)

第17条 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡、通報窓口を定めるものとする。

(市川三郷町地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

市川三郷町防災課防災防犯係

連絡先：TEL 055-272-1175

FAX 055-272-2525

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和6年4月25日から施行する。

別表（第4条関係）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	団体名
第2項第1号の委員 (地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体)	市川三郷町統括
	市川三郷町防災課
第2項第2号の委員 (関係する公共交通事業者等、道路管理者、その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者)	一般社団法人山梨県バス協会
	一般社団法人山梨県タクシー協会
	山梨交通株式会社
	山梨交通株式会社鯉沢営業所
	株式会社三交
	有限会社鯉沢タクシー
	有限会社豊栄タクシー
	山梨県県土整備部峡南建設事務所
	市川三郷町建設課
第2項第3号の委員 (関係する公安委員会)	山梨県警 鯉沢警察署
第2項第4号の委員 (地域公共交通の利用者、学識経験者、その他当該地方公共団体が必要と認められるもの)	国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
	山梨県県民生活部交通政策課
	学識経験者
	市川三郷町社会福祉協議会
	市川三郷町シニアクラブ連合会
	市川三郷町民生委員児童委員協議会
	市川三郷町商工会
	市川三郷町女性団体連絡協議会
	市川三郷町教育総務課
	利用者・町民代表（最大6名以内）

市川三郷町地域公共交通会議 財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、市川三郷町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、市川三郷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 交通会議の予算は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また交通会議の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

- 2 市川三郷町地域公共交通会議の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を編成し、年度開始前に交通会議に諮るものとする。
- 3 交通会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 前会計年度中に確定した歳入の調定及び支出負担行為について、出納上の整理を行うための期間として4月1日から5月31日までの期間を出納整理期間と定める。
- 5 会長は、第2項の規定により、予算が交通会議の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに市川三郷町長に送付しなければならない。

（予算書の補正）

- 第3条 会長は、会計年度の途中において既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに交通会議に諮るものとする。
- 2 前項の規定により、補正予算が交通会議の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。
 - 3 特に緊急を要するため交通会議を開催する暇がないことが明らかであると認められるときは、会長は補正予算について専決することができる。なお、この処置を行った場合は、次の交通会議に報告し承認を得なければならない。

（予算区分）

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
 - 3 当該年度において、臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金等の保管）

第5条 交通会議の出納は、会長が行う。ただし、急を要するなど、会長が必要と認める場合は、規約第6条に基づき副会長に委任することができる。

2 交通会議に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(交通会議の出納員)

第6条 会長は、交通会議の事務局職員のうちから交通会議出納員を命ずることができる。

2 交通会議出納員は、会長の命を受けて交通会議の出納、その他の会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続き)

第7条 交通会議の予算に係る収入及び支出の手続き並びに歳出予算の流用及び予備費の充用は、市川三郷町財務規則を準用する。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、次の交通会議に報告しなければならない。

3 交通会議の出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく交通会議の決算書を作成し、交通会議の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第7条の規定による監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により交通会議の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに市川三郷町長に送付しなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月25日から施行する。ただし、令和6年度の予算については、第2条第3項中「毎年4月1日に」とあるのは「協議会が設置された日に」と読み替えるものとする。

別表第1（第4条関係）

歳入予算の区分

款	項	目
1. 負担金	1 負担金	1 負担金
2. 補助金	1 補助金	1 補助金
3. 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4. 諸収入	1 雑入	1 雑入

別表第2（第4条関係）

歳出予算の区分

款	項	目
1. 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2. 事業費	1 事業費	1 事業費
3. 予備費	1 予備費	1 予備費

市川三郷町地域公共交通会議 事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、市川三郷町地域公共交通会議設置規約第13条の規定に基づき、市川三郷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 交通会議の会議に関すること。
- （2） 交通会議の資料作成に関すること。
- （3） 交通会議の庶務に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、市川三郷町政策推進課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、市川三郷町政策推進課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例または重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1） 事務局の運営に関すること。
- （2） 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3） 物品及び現金の出納に関すること。
- （4） 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、市川三郷町において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、市川三郷町において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月25日から施行する

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
市川三郷町 地域公共交通 通会議会長の 印	市川三郷町 地域公共交通 通会議会長の 印	てん書 体	方21mm	会長名をも って発する 文書 通帳届出印	1個	事務局長

市川三郷町地域公共交通会議 運賃協議部会設置規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、道路運送法第9条第4項の規定に基づき運賃等の協議を行うため、市川三郷町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の部会として、運賃協議部会を市川三郷町地域公共交通会議設置規約（以下「規約」という。）第12条の規定に基づき設置し、必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 運賃協議部会は、次に掲げる事務について、協議又は調整を行うものとする

- （1） 地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下「路線等」という。）に係る運賃等に関する事項。

（組織）

第3条 部会を組織する委員（以下「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから交通会議の会長が指名する。

- （1） 協議運賃を定めようとする旅客自動車運送事業者
- （2） 住民の意見を代表する者
- （3） 町職員
- （4） 関東運輸局山梨運輸支局長又はその指名するもの

（部会長）

第4条 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

- 2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 3 部会長に自己があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会員が職務を代理する。

（会議）

第5条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（協議結果の報告）

第6条 部会長は、部会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(会議の公開)

第7条 部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は部会が公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、政策推進課において処理する。

(委任)

この規定に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月25日から施行する。

令和6年度市川三郷町地域公共交通会議予算（案）

1. 歳入

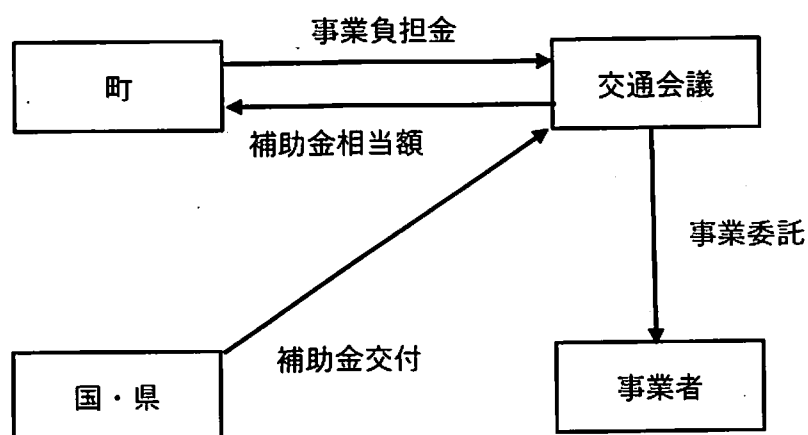
（単位：円）

款	項	目	金額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	6,934,000	市川三郷町事業費負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	500,000	国補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	0	
4 諸収入	1 雑入	1 雑入	0	
歳入合計			7,434,000	

2. 歳出

款	項	目	金額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	74,000	報酬等
	2 事務費	1 事務費	37,000	公印作成費、振込手数料、郵送料等
2 事業費	1 事業費	1 事業費	7,300,000	交通計画等策定調査業務委託費、 国補助分を町へ納付
3 予備費	1 予備費	1 予備費	23,000	
歳出合計			7,434,000	

収支の流れ



市川三郷町地域公共交通計画について

1. 経緯

市川三郷町の公共交通は JR 身延線、町営コミュニティバス、タクシー、富士川病院シャトルバス等が運行されております。

令和 5 年 1 月、市川三郷町内に残っていた一般タクシー事業者が休業となり、現状、富士川町など近隣のタクシー事業者を利用しております。加えて人口減少等による公共交通利用者の減少、燃料費等高騰による費用増加、交通事業者における運転手不足・高齢化などにより、地域公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しています。

また、市川三郷町では、令和 5 年 9 月に「財政非常事態宣言」を発出し、財政健全化にむけて行財政改革推進計画を策定しました。行財政改革推進計画のアクションプランで「地域公共交通の抜本的見直し」をあげており、今後の公共施設の統廃合等を見据え、生活交通の利便性向上のために地域公共交通の再編を行うこととなりました。

2. 目的

公共交通網の見直しにあたり、住民・利用者へのニーズ調査の実施、町公共交通の現状と課題を把握し、課題解決及び将来的に持続可能な地域公共交通を目指し、本町の望ましい地域公共交通の「マスタープラン」となる「市川三郷町地域公共交通計画」を策定する。

3. 策定の流れ

別紙参照

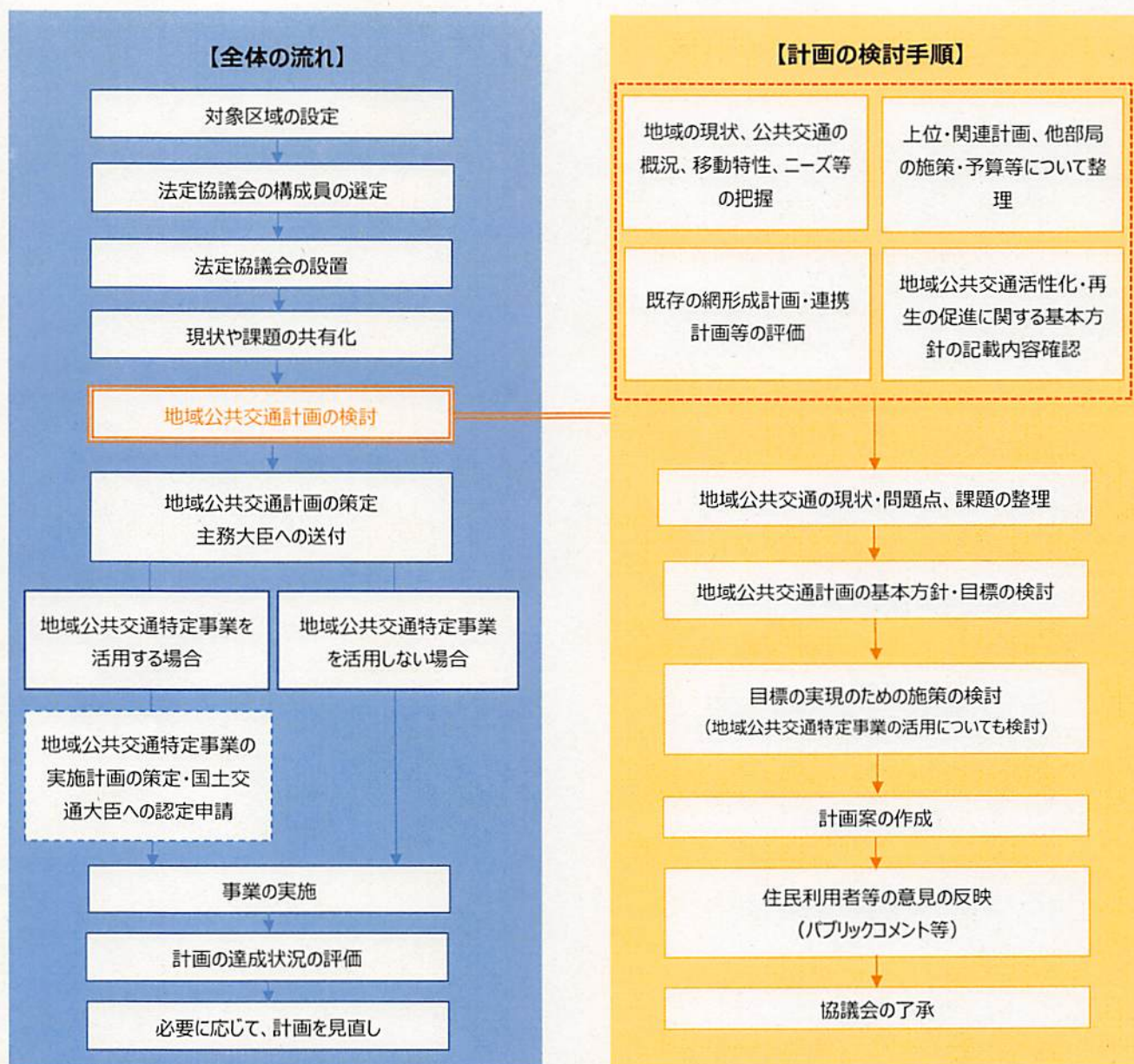
4. 策定の手法

計画策定については本会議が主体となり進めていきますが、各種調査や集計および分析、上位計画との整理など、専門的な知識や経験を要する業務であるため、公募型プロポーザルにより委託業者を選定し、業務委託により実施することとします。

本会議は委託業者と連携し、従来のバスやタクシー等といった既存の公共交通サービスを最大限活用したうえで、課題問題解決に向けた新たな取り組みの導入を含めた検討及び関係機関との協議を実施し、「市川三郷町地域公共交通計画」を策定していきます。

また、地域公共交通計画の策定事業については、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査等事業）」の活用を予定しております。

地域公共交通計画作成の流れ



5. スケジュール（仮）

【令和6年度】

令和6年 5月7日	委託業者選定の募集開始
6月下旬頃～	委託業者の選定・契約
11月頃	各種調査結果の集計、課題整理の報告
令和7年 3月頃	計画の基本理念、方向性、事業案の検討、骨子案

【令和7年度】

令和7年 6月頃	パブリックコメントの実施
7月頃	パブコメの結果報告、交通計画素案、再編計画素案
10月頃	交通計画とりまとめ・承認、再編計画案
12月頃	議会説明
令和8年 2月頃	再編計画承認、令和8年度事業予定案

市川三郷町地域公共交通計画等策定支援業務委託

○業務期間

【令和6年度】「市川三郷町地域公共交通計画策定調査業務」

契約日の翌日 ～ 令和7年3月31日

【令和7年度】「市川三郷町地域公共交通計画および再編計画策定業務」（仮称）

契約日の翌日 ～ 令和8年3月31日

○計画策定業務

【全体】

- ・町上位計画及び関連計画等の整理
- ・地域特性の整理、分析
- ・公共交通の実態把握
- ・公共交通に関するニーズ調査
- ・現状の課題の整理
- ・先進事例等情報収集
- ・基本方針及び目標の検討
- ・施策の検討（問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網）
- ・交通計画書（案）の検討、作成
- ・住民、利用者の意見反映
- ・再編計画（案）の検討、作成
- ・計画書の取りまとめ
- ・運行事業の検討、調整
- ・交通会議の運営支援

【令和6年度】「市川三郷町地域公共交通計画策定調査業務」

- ・町上位計画及び関連計画等の整理
- ・地域特性の整理、分析
- ・公共交通の実態把握
- ・公共交通に関するニーズ調査
- ・現状の課題の整理
- ・先進事例等情報収集
- ・基本方針及び目標の検討
- ・施策の検討（問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網）
- ・交通会議の運営支援

【令和7年度】「(仮称)市川三郷町地域公共交通計画および再編計画策定業務」

- ・基本方針及び目標の検討
- ・施策の検討（問題解決に向けた取り組みの提案、将来の公共交通網）
- ・交通計画書（案）の検討、作成
- ・住民、利用者の意見反映
- ・再編計画（案）の検討、作成
- ・計画書の取りまとめ
- ・運行事業の検討、調整
- ・交通会議の運営支援

○事業者選定手法

- ・随意契約（公募型プロポーザル方式）

※プロポーザル方式とは

業務の委託先や建築物の設計者を選定する際、複数の者に目的物に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を優先交渉権者として選定、交渉の後、契約者を決める方法。「技術的に高度」もしくは「専門的な技術が要求される」業務の発注に使われる発注形式であり、コンサルタント業務や計画策定業務等に有効的とされています。

市川三郷町地域公共交通計画策定スケジュール（案）

	令和5年度					令和6年度												令和7年度												令和8年度
	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
補助金申請調査	→																													
補助金内示				→	→																									
公共交通会議（法定協議会設立準備会）				→	→																									
補助金交付申請事前審査					→	→																								
補助金交付申請						→	→																							
補助金交付決定						→	→																							
支援業務事業者選定（プロボ）							→	→								→													→	
公共交通会議開催（法定協議会）							→	→				→				→				→				→				→		
地域特性の整理								→	→																					
上位関連計画の整理								→	→																					
住民アンケート									→	→																				
課題整理										→	→																			
施策の検討											→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
地域公共交通計画案作成																→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
パブリックコメント																									→	→				
運行計画立案												→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
地域公共交通計画策定																									→	→				
議会説明																	→									→				
交通管理者・道路管理者・交通事業者協議																				→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
関東運輸局許認可																								→	→	→	→	→	→	→
周知・PR																								→	→	→	→	→	→	→
運行事業者決定																								→	→	→	→	→	→	→
新たな交通網運用開始																													→	

○外出支援サービス事業(廃止)

外出支援サービス事業については、「一般の交通機関を利用することが困難な方のうち、寝たきり又は歩行困難で車いすを利用されている方」を対象に、自宅と町内の医療機関(診療所、市川三郷病院、富士川病院)までの間を送迎しておりました。

利用者については、年々減少しており、令和5年10月以降の利用はありませんでした。

現状、外出支援サービス事業の開始時には存在していなかった介護タクシーの利用が主となっていることや、類似事業として、社会福祉協議会で「車椅子車両貸出事業」を実施しているため、令和5年度末をもって廃止しました。

【利用実績】

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実人数	31	32	28	19	28	29	28	15	15
延べ利用者数	109	129	116	100	104	127	146	70	57
延べ利用回数	314	383	379	374	339	382	465	262	158

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実人数	7	9	8	7	8	4	4	2	2
延べ利用者数	29	32	34	31	33	8	8	4	3
延べ利用回数	88	90	126	82	90	15	30	10	10

【類似事業】

- ・介護タクシー(民間)
- ・車椅子車両貸出事業(市川三郷町社会福祉協議会)

在宅福祉サービス

令和5年度 外出支援サービス事業

	利用者(延)数	実人数	利用回数
4月～3月まで	3人	2人	10回
月平均数	0.3人		0.8回
R4比較	75.00%		100.00%

利用者負担金 200円 (片道)

事業委託料 114,000円

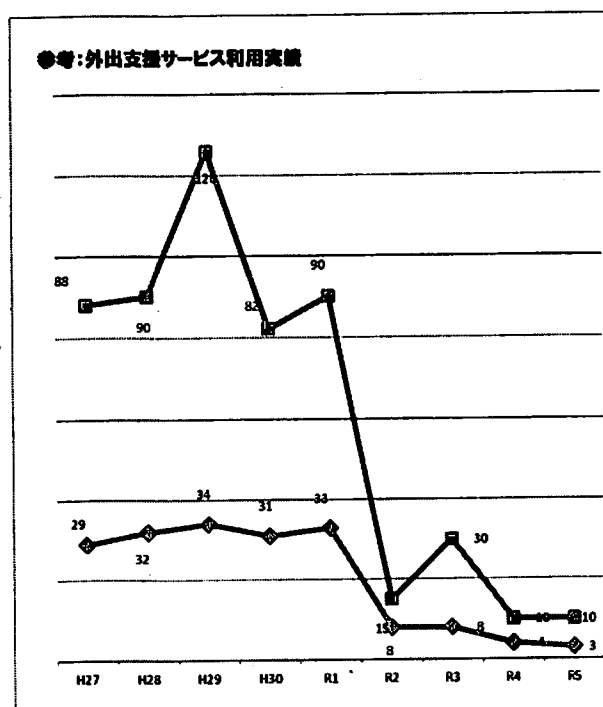
収入実績(見込) 2,000円

利用者一人当たり事業料 57,000円 (2人)

1回当たり事業料 11,200円 (10.0回)

令和5年度 月別利用状況

利用月	人数	回数
4月	0	0
5月	1	2
6月	0	0
7月	0	0
8月	1	4
9月	1	4
10月	0	0
11月	0	0
12月	0	0
1月	0	0
2月	0	0
3月	0	0
計	3	10



	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実人数	7	9	8	7	8	4	4	2	2
延べ利用者数	29	32	34	31	33	8	8	4	3
延べ利用回数	88	90	126	82	90	15	30	10	10